

浜松市告示第712号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請があったので、同条の2の6第2項の規定により準用する同条第4項のとおり告示し、同条の2の6第1項の申請書を公衆の縦覧に供する。

なお、同条の2の6第2項の規定により準用する同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年9月27日

浜松市長 鈴木 康 友

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 名称及び住所並びに
代表者の氏名 | 株式会社ミダック 浜松市東区有玉南町2163番地
代表取締役 加藤 恵子 |
| 2 産業廃棄物処理施設
の場所 | 浜松市北区引佐町奥山1397番195 外35筆 |
| 3 産業廃棄物処理施設
の種類 | 産業廃棄物の最終処分場
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ) |
| 4 産業廃棄物処理施設
において処理する
産業廃棄物の種類 | 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、
政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃石綿等 以上16品目 |
| 5 申請の種類 | 維持管理計画の変更に伴う変更許可申請 |
| 6 申請年月日 | 令和4年4月14日 |

7 縦覧の場所及び時間

(1) 浜松市環境部産業廃棄物対策課

浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎3階

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 引佐協働センター

浜松市北区引佐町井伊谷616番地の5

月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 引佐図書館

浜松市北区引佐町井伊谷610番地の2

月曜日（祝日の場合は翌火曜日も含く）を除く

午前10時00分から午後6時00分まで

(4) 北区役所 北区・区振興課

浜松市北区細江町気賀305 北区役所2階

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 浜松市役所 市政情報室

浜松市中区元城町103番地の2 北館2階

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

8 縦覧期間

令和4年9月27日から同年10月26日まで

9 意見書の提出方法

以下の記載項目を満たす文書提出（郵送、FAX、メール）とする。（日本語により記載すること。）

(1) 提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称

(3) 廃棄物処理施設の設置等の場所及び種類

(4) 意見（生活環境の保全上の見地からのものに限る。）

意見は単純な賛否を求めるものではなく、周辺住民等は生活経験に基づく生活環境に関する情報を有していると考えられることから、より正確な審査を行うために必要な生活環境の保全上の見地から意見を求めるものである。また、意見について回答するものではない。

- 1 0 意見書の提出期間 (1) 令和4年9月27日から同年11月10日まで
 (2) 郵送による場合は、令和4年11月10日までの消印
 があるものに限る。

1 1 意見書の提出先

浜松市環境部産業廃棄物対策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

電 話 053-453-6190

FAX 050-3385-9237

メールアドレス : sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp